

(表面)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書					4-61
戦没者等	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和
	氏名	(姓)	(名)		年 月 日
	除籍時の本籍等	都道府県		死亡年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
	もとの身分	陸軍(軍人・軍属)・海軍(軍人・軍属)・準軍属			
請求者	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和
	氏名	(姓)	(名)		年 月 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他( )			
	住所	〒 都道府県			
	電話番号	自宅・携帯 — —			
区分	前回受給者 ・ 前は別の者が受給 ・ 新規請求者で以下のいずれか(※) 1. 平成27. 4. 1～令和2. 3. 31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない				
被相続人	フリガナ			死亡年月日	令和 年 月 日
	氏名	(姓)	(名)	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他( )
成年後見人等	フリガナ			区分	成年後見人等 ・ 親権者等 ・ 国外居住請求者の代理人
	氏名	(姓)	(名)		
	住所	〒 都道府県			
電話番号	自宅・携帯 — —				国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称		市区町村	
		都道府県			

上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。

なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。

- ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。
- ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。
- ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。

下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。

令和 年 月 日

厚生労働大臣  
 裁定都道府県知事 殿

氏名 \_\_\_\_\_

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

記載上の注意

- 1 選択できる項目は該当するもの(※印は該当する番号)を○で囲んでください。
- 2 電話番号は、日中連絡が取れる番号(自宅又は携帯のいずれか)を書いてください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。
- 4 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。  
なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。
- 5 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
  - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)
  - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)
  - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)
- 6 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

(自治体使用欄)

国債交付取扱店名						
前回特別弔慰金 受給者	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号	
平成27. 4. 1～ 令和2. 3. 31に 年金受給者が 失権	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		証書 記号番号	
	失権 年月日		失権事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
弔慰金の 受給者	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号	